

土木工事書類作成マニュアルの改定について（お知らせ）

令和7年10月15日

土木建築局技術企画課

広島県電子契約システムの導入に伴い、土木工事書類作成マニュアルを次のとおり改定しました。

1 改定内容

本マニュアルに記載の「工事関係書類一覧表」において、電子契約システムにより契約を締結した場合の提出方法等を追記。

2 掲載場所

広島県の調達情報

トップページ＞技術管理基準等

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/standard/index.html>

3 適用

令和7年10月14日以降に指名・公告等する工事から適用する。

土木工事書類作成マニュアル（案）

令和 2 年 11 月

（令和 7 年 10~~8~~ 月改定）

広島県

1	本マニュアルを運用するにあたっての留意事項	4
1-1	本マニュアルの概要	4
1-2	本マニュアルの適用範囲	4
1-3	工事関係書類	4
1-4	提出等	4
1-5	協議資料の作成	4
2	工事関係書類一覧表	5
3	工事着手前の工事関係書類	16
3-1	CORINS への登録	16
3-2	再生資源利用関係	16
3-3	施工計画書	16
3-4	設計図書の照査	27
3-5	工事測量成果表	27
3-6	施工体制台帳・施工体系図	28
3-7	電子納品の対象及び電子検査の事前協議	29
3-8	工事中情報共有システム	29
4	施行中の工事関係書類	31
4-1	施工管理	31
4-2	安全管理	42
4-3	工程管理	44
4-4	出来形管理	47
4-5	品質管理	48
4-6	写真管理	49
4-7	支給材料、貸与品及び工事現場発生品	51
4-8	建設業退職金共済制度	51
5	工事完成時及び検査時の工事関係書類	52
5-1	検査について	52
5-2	完成検査	57
5-3	部分完成検査	57
5-4	中間検査	57
5-5	出来形検査	57
5-6	修補	57
6	その他	59
6-1	部分使用	59
6-2	現場環境改善等	59

6-3	創意工夫・社会性等に関する実施状況	59
6-4	新技術	60
6-5	出来形数量計算書	60
6-6	工期延長（変更）関係	60
6-7	請負代金変更	61
6-8	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	61
6-9	天災その他不可抗力による損害	61

1 本マニュアルを運用するにあたっての留意事項

1-1 本マニュアルの概要

本マニュアルは、**設計図書**に基づく**工事関係書類**を必要最小限にとどめ、様式を統一化することで、受注者及び発注者の**工事関係書類**の簡素化、効率化を図ることを目的に作成したものであり、受発注者ともに本マニュアルを十分認識したうえで**工事関係書類**に関する共通認識を図り、業務の合理化効率化を進めることとする。

1-2 本マニュアルの適用範囲

本マニュアルは、土木工事**共通仕様書**を適用する工事を対象とする。（営繕工事を除く）

1-3 工事関係書類

本マニュアルは、**設計図書**に基づく発注者が求める標準的な**工事関係書類**を示したものであり、受注者の出来形、品質向上への取組、創意工夫、地域への貢献等、自発的な書類作成を妨げるものではない。

受発注者は、「2 工事関係書類一覧表」に基づき、工事書類を電子●又は紙◎による提出又は提示とする。

工事書類の提出方法を変更する場合は、**工事着手前**に、**監督職員**と事前協議し、決定する。これは、電子●又は紙◎を変更できることとし、提示又は提出は変更できない。電子●又は紙◎は、次に留意して変更する。

- (1) **契約関係書類**、押印又は署名を要する書類、**工事写真**及び**工事完成図書**は変更しない。（一覧表濃灰色部）
 - (2) (1)を除き、**監督職員**へ**提出**することとしている**工事書類**は、工事打合せ簿を利用して**提出**することとし、電子から変更できない。また、受注者が、材料製造業者等から受け取った紙の書類を**監督職員**に**提出**する場合等は、電子のみ選択する。（一覧表薄灰色部）
 - (3) (1)及び(2)を除き、電子●又は紙◎のどちらかを選択する。（一覧表着色無）
- ※提示の場合、電子又は紙については定めない。（一覧表斜線部）
- なお、(2)以外についても、工事打合せ簿を利用した**提出**を妨げるものではない。

1-4 提出等

工事関係書類の**提出**は、契約締結後、**設計図書**に定める場合を除き、**監督職員**を経由して行い、**監督職員**に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

1-5 協議資料の作成

設計図書の照査及び設計変更に必要な資料作成については「工事請負契約に係る設計・契約変更ガイドライン（案）」に基づき行うものであり、協議資料がその資料に該当する場合は、受発注者ともにガイドラインを十分協議したうえで適切な処理を行うこと。

2 工事関係書類一覧表

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				提出又は提示方法		備考		
						発注者	受注者	監督職員	提出		提示	その他			電子 ●	紙 ◎
									発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
工事着手前	契約図書	契約書等	建設工事請負契約書	-	—	○										
			建設工事請負契約約款	-	—	○										
			契約特約事項	-	—	○										
		設計図書	共通仕様書	-	—	○										
			特記仕様書	-	—	○										
			工事数量総括表	-	—	○										
			発注図面	-	—	○										
	契約関係書類	建設リサイクル法第12条第1項に基づく書面	共通仕様書 1-1-2-11		○		○		○				●	◎	落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に提出する。 <u>（電子契約システムにより契約を締結する場合）落札決定通知の日から5日以内に、広島県電子契約システムのデータ送受信機能により発注者（工事担当課）に提出する。</u>	
		建設リサイクル法13条及び省令第7条に基づく書面	共通仕様書 1-1-2-11		○		○		○				●	◎	落札決定通知の日から5日以内に、発注者（工事担当課）に提出する。 <u>（電子契約システムにより契約を締結する場合）落札決定通知の日から5日以内に、広島県電子契約システムのデータ送受信機能により発注者（工事担当課）に提出する。</u>	
	工事着手前	契約関係書類	現場代理人及び主任技術者等氏名（変更）届	契約約款第10条 共通仕様書 1-1-3-3	○		○		○				—	◎	契約締結後14日以内に監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。	
請負代金内訳書			契約約款第3条 共通仕様書 3-1-2-1	○		○		○					—	◎	契約締結後14日以内に法定福利費を記載して発注者に提出しなければならない。発注者が必要ないと認めた時は、免除することができる。	
当初（変更）工程表			契約約款第3条 共通仕様書 3-1-2-2	○		○		○					—	◎	契約締結後14日以内に提出しなければならないが、施工計画書の計画工程表に代えることができる。	

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					提出又は提示方法		備考	
					発注者	受注者	監督職員	提出		提示	その他		電子 ●		紙 ◎
								発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
工事着手前	契約関係書類	掛金収納書（電子申請方式）	共通仕様書 1-1-2-19	○		○		○				●	—	請負代金額 300 万以上の工事において共済証紙を購入した場合、購入状況を契約後締結後 40 日以内に書面報告する。共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面報告する。	
		掛金収納書（証紙貼付方式）	共通仕様書 1-1-2-19	○		○		○				—	◎	請負代金額 300 万以上の工事において共済証紙を購入した場合、購入状況を契約後締結後 1 ヶ月以内に書面報告する。共済証紙を購入しなかった場合は、その理由を書面報告する。	
		建退共済証受払簿	建設業退職金共済制度の適正履行の確保について (R6. 5. 31 建設産業課長通知)	—		○		○				/	/		
		請求書	契約約款第 32 条、34 条	○		○		○				—	◎	前払金に係るもの	
		VE 提案書（契約後 VE 時）	共通仕様書 1-1-3-7	○		○		○				—	◎	契約締結後に VE 提案を行う場合に提出する。	
	その他	品質証明員通知書	共通仕様書 3-1-1-6	—		○	○					●	—	設計図書で品質証明の対象と明示された場合に提出する。	
		再生資源利用計画書 —建設資材搬入工事用—	共通仕様書 1-1-2-11	○		○	○					●	—	該当する建設資材を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め提出する。（請負代金額100万円以上）	
		再生資源利用促進計画書 —建設副産物搬出工事用—	共通仕様書 1-1-2-11	○		○	○					●	—	該当する建設資材を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し施工計画書に含め提出する。（請負代金額100万円以上）	
		「広島県土砂の適正処理に関する条例」に基づく届出	共通仕様書 1-1-2-11	○		○	○					●	—	500m3 以上の土砂を事業区域外へ搬出するときは、搬出開始日から起算して 20 日までに各農林水産事務所（農林事業所）又は事務を委譲した市町に届け出る。	
		事前調査結果報告書	共通仕様書 1-1-1-30	—		○	○					●	—	該当工種の着手日の 7 日前までに提出すること。	
		接触・切断等事故防止対策計画書	共通仕様書 1-1-1-30	—		○	○					●	—	該当工種の着手日の 7 日前までに提出すること。	
		休日取得計画表	週休 2 日適用工事等実施要領	○		○	○					●	—	週休 2 日適用工事及び週休 2 日適用維持修繕業務の場合、施工計画書に含め提出する。	

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				提出又は提示方法		備考		
							発注者	受注者	監督職員	提出		提示	監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子 ●	紙 ◎
										発注者	受注者保管						
工事着手前	工事書類	1 施工計画	① 施工計画	施工計画書	共通仕様書 1-1-1-6	—		○	○					●	—	工期や数量等の軽微な変更の場合には、変更施工計画書の提出は不要。	
				確認依頼書 (契約約款第 18 条に該当する事実があった場合)	契約約款第 18 条 共通仕様書 1-1-1-3	○		○	○					●	—	契約約款第 18 条第 1 項～第 5 項に該当があった場合にのみ提出する。（契約約款第 18 条第 1 項の範囲を超えないこと）	
	工事書類	2 施工体制	② 施工体制	設計図書の照査確認資料 (契約約款第 18 条に該当する事実がない場合)	契約約款第 18 条 共通仕様書 1-1-1-3	—		○			○					契約約款第 18 条第 1 項～第 5 項に該当がない場合（設計図書と現場等が一致している場合）は提示とする。（契約約款第 18 条第 1 項の範囲を超えないこと）	
				確認結果通知書	契約約款第 18 条	—	○										
				工事測量成果表 (仮 BM 及び多角点の設置)	共通仕様書 1-1-1-41	—		○	○					●	—		
				工事測量結果（設計図書との照合）（設計図書との差異あり）	共通仕様書 1-1-1-41	—		○	○					●	—	設計図書と測量結果に差異がある場合にのみ提出する。	
				工事測量結果（設計図書との照合）（設計図書と一致）	共通仕様書 1-1-1-40	—		○			○					設計図書と測量結果が一致している場合は提示とする。	
				施工体制台帳	共通仕様書 1-1-1-12	○		○	○					●	—		
				重層下請に係る理由書	共通仕様書 1-1-2-5	—		○		○				●	—		
				県外業者を下請業者とする理由書	共通仕様書 1-1-2-5	○		○		○				●	—		
				施工体系図	共通仕様書 1-1-1-12	○		○	○					●	—		
施工中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	工事打合せ簿（指示）	共通仕様書 1-1-1-2	○	○										
				工事打合せ簿（協議、承諾、提出、報告、通知）	共通仕様書 1-1-1-2	○		○	○					●	—		
				関係機関協議資料（許可後の資料）	共通仕様書 1-1-1-39	—		○			○			●	—	許可後の資料は提示とする。ただし、監督職員から請求があった場合は写しを提出する。	

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				提出又は提示方法		備考				
							発注者	受注者	監督職員	提出		提示	その他			監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子 ●	紙 ◎
										発注者	受注者保管								
施工中	工事書類	3 施工状況	③ 施工管理	近接協議資料	共通仕様書 1-1-1-39	—		○				○			●	—	ただし、監督職員から請求があった場合は写しを提出する。		
				材料確認書	共通仕様書 2-1-2-4	○		○	○					●	—				
				材料納入伝票（工事に使用した材料の品質を証明する資料）	共通仕様書 2-1-2-1	—		○			○				/	/	監督職員又は検査職員の請求があった場合は提示する。		
				登録リサイクル製品使用実績	共通仕様書 1-1-2-16	—		○	○						●	—	「広島県リサイクル製品登録証」の写しを提出し、その使用実績について監督職員に確認を受け、広島県循環型社会課へ報告する。		
				段階確認書	共通仕様書 3-1-1-4	○				○					●	—	・設計図書で定めのある場合のみ提出する。 ・段階確認書に添付する資料は、受注者が作成する出来形管理資料に、監督職員が確認した実測値を手書きで記入することとし、新たに作成する必要はない。 ・監督職員が臨場した場合の状況写真の添付は不要。 ・監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略できる。		
				確認・立会依頼書	共通仕様書 3-1-1-4	○		○	○						●	—	・設計図書で定めのある場合は提出する。 ・依頼書に添付する資料を、新たに作成する必要はない。 ・監督職員等が立ち会っている状況写真は不要。		
				休日・夜間作業届	共通仕様書 1-1-1-40	—		○	○				○		●	—	現道上の工事を行う場合は書面により提出することとし、その他は、監督署員に電子メール等により連絡する。		
			④ 安全管理	安全教育訓練実施資料	共通仕様書 1-1-1-29	—		○			○			/	/	監督職員から請求があった場合に、実施した内容を提示する。			
		事故等速報		共通仕様書 1-1-1-33	○		○	○			○		●	—	事故が発生した場合は、直ちに監督職員に通報し事故の概要を速やかに報告する。				
		工事故報告書		共通仕様書 1-1-1-33	○		○	○					●	—	監督職員から請求があった場合に、書面により速やかに提出する。				

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				提出又は提示方法		備考	
									提出		提示	その他				
	発注者	受注者	監督職員				発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子 ●	紙 ◎				
施工中	工事書類	3 施工状況	⑤ 工程管理	工事履行報告書	契約約款第 11 条 共通仕様書 1-1-2-15	○		○	○				●	—	毎月 7 日までに監督職員に提出する。	
			⑥ 出来形管理	出来形管理図表	共通仕様書 1-1-1-26	○		○	○		○		●	—	施工中は提示とし工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置がわかるよう略図を記載する。	
				出来形数量計算書	共通仕様書 3-1-1-5	—		○	○		○		●	—	工事数量の計算等にあたっては「土木工事数量算出要領（案）」を適用する。 契約数量以外の任意施工に関わる部分（設計図書に明示していないもの）の提出は不要。 施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。	
			管⑦ 品質	品質管理表	共通仕様書 1-1-1-26	○		○	○		○		●	—	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置がわかるよう略図を記載する。	
	契約関係書類	中間前払金		認定請求書	契約約款第 34 条	○		○		○			—	◎		
				認定調書	契約約款第 34 条	○	○									
				請求書	契約約款第 34 条	○		○		○				—	◎	
		中間検査	中間検査調書	共通仕様書 3-1-1-8	○	○										
		指定部分完成検査	指定部分完成通知書	契約約款第 38 条	○		○		○				—	◎		
		指定部分完成検査	指定部分相当額について（協議）	契約約款第 38 条	○	○										
			協議に係る承諾書	契約約款第 38 条	○		○		○					—	◎	
			指定部分引渡書	契約約款第 38 条	○		○		○					—	◎	
請求書	契約約款第 38 条		○		○		○					—	◎			

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				提出又は提示方法		備考	
						発注者	受注者	監督職員	提出		提示	その他			
									発注者	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子 ●
施工中	契約関係書類	既済部分 (出来形) 検査	請負工事出来形検査要求書	契約約款第 37 条	○		○		○				—	◎	
			出来形検査調書	契約約款第 37 条	○	○							/	/	
			出来形検査結果通知書	契約約款第 37 条	○	○							/	/	
			請負代金相当額について（協議）	契約約款第 37 条	○	○							/	/	
		既済部分 (出来形) 検査	協議に係る承諾書	契約約款第 37 条	○		○		○				—	◎	
			請求書	契約約款第 37 条	○		○		○				—	◎	
		修補	検査結果通知書 （修補事項）	共通仕様書 1-1-2-12、1-1-2-13 契約約款第 31 条	○	○			○				/	/	
			修補完了通知書	契約約款第 31 条	○		○		○				—	◎	
		部分使用	部分使用承認願	契約約款第 33 条 共通仕様書 1-1-1-25	○	○							/	/	
			部分使用承諾書	契約約款第 33 条 共通仕様書 1-1-1-25	○		○		○				—	◎	
		工期変更	工期延長（短縮）申請書	契約約款第 21 条 共通仕様書 1-1-1-18	○		○		○				—	◎	
			工期の変更について（協議）	契約約款第 23 条 共通仕様書 1-1-1-18	○	○							/	/	
		請負代金 変更	請負代金額の変更について（協議）	契約約款第 23 条、24 条	○	○							/	/	
			変更協議に係る承諾書	契約約款第 23 条、24 条	○		○		○				●	◎	（電子契約システムにより契約を締結した場合） 広島県電子契約システムのデータ送受信機能による提出が可能。ただし、データ送受信機能を利用せず、紙や工事中情報共有システム、メール等による提出も可能。

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					提出又は提示方法		備考
						発注者	受注者	提出		提示	その他		電子 ●	紙 ◎	
								監督職員	発注者	受注者 保管	監督職員へ 連絡	監督職員へ 納品			
施工中	契約関係書類	賃金又は物価変動に基づく請負代金変更	賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更について（協議）	契約約款第 25 条	○	○	○		○				●	◎	（電子契約システムにより契約を締結した場合） 広島県電子契約システムのデータ送受信機能による提出が可能。ただし、データ送受信機能を利用せず、紙や工事中情報共有システム、メール等による提出も可能。
		賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更に係る協議が整わなかった場合の通知について	契約約款第 25 条	○	○										
		賃金又は物価変動に基づく請負代金額の変更請求について	契約約款第 25 条	○	○	○		○				—	◎		
	単品スライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（請求）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○		○		○					—	◎	
		建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○										
		請負代金額等の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○										
		建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項に基づく請負代金額の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○	○										
		変更協議に係る承諾書	建設工事請負契約約款第 25 条第 5 項の運用について	○		○							●	◎	（電子契約システムにより契約を締結した場合） 広島県電子契約システムのデータ送受信機能による提出が可能。ただし、データ送受信機能を利用せず、紙や工事中情報共有システム、メール等による提出も可能。
		インフレスライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（請求）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○		○						—	◎	

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					提出又は提示方法		備考		
						発注者	受注者	提出		提示	その他			電子 ●		紙 ◎	
								監督職員	発注者	受注者 保管	監督職員 へ 連絡	監督職員 へ 納品					
施工中	契約関係書類	インフレスライド条項	建設工事請負契約約款第 25 条第 8 項に基づく協議の開始の日について（通知）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○											
			請負代金額等の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○											
			建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項に基づく請負代金額の変更について（協議）	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○											
			変更協議に係る承諾書	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○		○		○					●	◎	（電子契約システムにより契約を締結した場合） 広島県電子契約システムのデータ送受信機能による提出が可能。ただし、データ送受信機能を利用せず、紙や工事中情報共有システム、メール等による提出も可能。	
			スライド調書	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○											
			賃金等の変動に基づく請負代金額計算書	建設工事請負契約約款第 25 条第 6 項運用基準	○	○											
		天災による損害	天災その他の不可抗力による損害について（通知）	契約約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-42	○		○		○					—	◎		
			天災その他の不可抗力による損害について（被災内訳）	契約約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-42	○		○		○						—	◎	
			天災その他の不可抗力による損害の認定について（通知）	契約約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-42	○	○											
			天災その他の不可抗力による損害について（協議）	契約約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-42	○		○		○						—	◎	
			天災その他の不可抗力による損害額の協議・承諾について	契約約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-42	○		○		○						—	◎	
			天災その他の不可抗力による損害額の請求について	契約約款第 29 条 共通仕様書 1-1-1-42	○		○		○						—	◎	

作成時期	種別		提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ				提出又は提示方法		備考		
						発注者	受注者	監督職員	提出		提示	その他				
									発注者	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品		電子 ●	紙 ◎
施工中	契約関係書類	支給品	支給品受領書	契約約款第 15 条	○		○		○				—	◎	支給品を受領した場合に提出する。	
			支給品精算書	共通仕様書 1-1-1-19	○		○		○				—	◎	支給品を受領した場合に提出する。	
		現場発生品	現場発生産品調書	共通仕様書 1-1-1-20	○		○		○				—	◎	現場発生産品がある場合に提出する。	
	その他		出来形報告書	共通仕様書 3-1-1-5	—		○	○					●	—	出来形検査、指定部分完成検査の際に提出する。	
			産業廃棄物管理票（マニフェスト）	共通仕様書 1-1-2-11	—		○			○				/	/	産業廃棄物を搬出した場合に提示する。
			新技術活用関係資料	共通仕様書 1-1-1-15	—		○	○						●	—	NETIS に登録されている技術を活用して工事施工する場合に報告する。
			主要資材購入先名簿	共通仕様書 1-1-3-5	○		○		○					●		
			理由書	共通仕様書 1-1-3-5	○		○		○					●		やむを得ず県外から購入する場合は、理由書を提出する。
			休日取得計画表（実績）	週休 2 日適用工事等実施要領	○		○	○						●	—	休日の取得状況が確認できる書類（工事日誌や出勤簿等）とともに、毎月 7 日までに監督職員に提出する。
			稼働実績報告書	ICT 活用工事実施要領	○		○	○						●	—	ICT 建設機械等の稼働実績が確認できる資料（工事日誌や稼働前点検の記録等）とともに、毎月 7 日までに監督職員へ提出するものとする。
			遠隔臨場実施工事	建設現場等の遠隔臨場に関する実施要領	—		○	○						●		実施要領に基づき、必要な事項について打合せ簿により監督職員と協議する。
			快適トイレチェックシート	快適トイレ設置工事実施要領	○		○	○						●	—	設置する前に様式及びパンフレット・見積書等を監督職員へ提出する。

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					提出又は提示方法		備考		
					発注者	受注者	監督職員	提出		提示	その他		電子 ●		紙 ◎	
								発注者	受注者保管		監督職員へ連絡	監督職員へ納品				
工事完成時	契約関係書類	完成通知書	契約約款第 31 条 共通仕様書 1-1-2-12	○		○			○				—	◎	終期日の 13 日前までに監督職員に提出しなければならない。	
		検査結果通知書	契約約款第 31 条	○	○											
		引渡書	契約約款第 31 条	○		○			○					—	◎	
		請求書	契約約款第 32 条	○		○			○					—	◎	
		建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表	共通仕様書 1-1-2-19	○		○			○					—	◎	
	工事書類	出来形管理図表	共通仕様書 1-1-1-26	○			○							●	—	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 出来形の測定位置がわかるように略図を記載する。
		品質管理表	共通仕様書 1-1-1-26	○			○	○						●	—	施工中は提示とし、工事完成時に提出とする。 品質の測定位置がわかるように略図を記載する。
		品質証明書	共通仕様書 3-1-1-6	○			○	○						●	—	設計図書で定めのある場合は提出する。
		工事写真	共通仕様書 1-1-1-25	—			○	○				○		●	—	工事写真の撮影にあたっては、写真管理基準を適用する。電子納品等運用ガイドライン（案）【土木工事編】に基づき提出する。（紙の工事写真帳は提出不要）
		総合評価落札方式履行確認資料	共通仕様書 3-1-3-2 広島県建設工事総合評価 落札方式実施要領第 17	—			○				○					検査において検査職員に提示する。
		創意工夫・社会性等に関する実施状況	共通仕様書 3-1-1-10	○			○	○						●	—	創意工夫、地域社会への貢献等を実施した場合に提出する。
	工事完成図書	工事完成図	共通仕様書 1-1-1-22 共通仕様書 3-1-1-7	—			○	○					○	●	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき電子成果品及び紙の成果品で納品する。
		工事管理台帳	共通仕様書 3-1-1-7	—			○	○					○	●	◎	電子納品等運用ガイドライン(案)【土木工事編】に基づき電子成果品及び紙の成果品で納品する。
		施設管理台帳 (道路事業関係)	共通仕様書 3-1-3-1	○			○	○					○	●	◎	道路施設等台帳作成要領に基づき、納品する。

作成時期	種別	提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類作成者		受注者書類作成の位置づけ					提出又は提示方法		備考
					発注者	受注者	監督職員	発注者	受注者保管	監督職員へ連絡	監督職員へ納品	電子 ●	紙 ◎	
工事完成時	工事完成図書	施設管理台帳 (急傾斜地崩壊対策事業関係)	共通仕様書 3-1-3-1	○		○	○				○	●	◎	急傾斜地崩壊対策施設調査要領に基づき納品する。
		施設管理台帳 (砂防事業関係)	共通仕様書 3-1-3-1	○		○	○				○	●	◎	砂防設備台帳作成要領（案）に基づき納品する。
	その他	再生資源利用実施書 ―建設資材搬入工事用―	共通仕様書 1-1-1-21	○		○	○					●	―	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		再生資源利用促進実施書 ―建設副産物搬出工事用―	共通仕様書 1-1-1-21	○		○	○					●	―	該当する建設資材を搬入した場合、建設副産物情報交換システムにより作成して提出する。
		低入札価格調査 (工事完成後調査)	共通仕様書 1-1-2-7	○		○		○				―	◎	「建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱」の調査対象工事の場合は、要綱に従い、提出する。

(参考)

作成時期	種別			提出書類名称	該当文書	様式 ○	書類 作成者		受注者書類作成の位置づけ					提出又は 提示方法		備考
									提出		提示	その他				
							発注者	受注者	監督 職員	発注者	受注者 保管	監督職 員へ 連絡	監督職 員へ 納品	電子 ●	紙 ◎	
施工中	工事書類	3 施工状況	その他	コンクリート中の塩分測定表	共通仕様書 1-3-2-2、 1-3-3-4	○		○					●	—		
				くい打ち成績表	共通仕様書 3-2-4-4	○		○	○				●	—	施工中は提示とし、工事完成時に提出する。	
				浸透探傷試験記録書	共通仕様書 3-2-12-3	○		○		○			●	—		
				放射線透過試験記録表	共通仕様書 3-2-12-3	○		○		○			●	—		
				塗装膜厚測定表	共通仕様書 3-2-3-31 共通仕様書 3-2-12-11	○		○	○				●	—	現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、施工中は提示とし、工事完成後に提出する。 工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い提示する。	
				塗装膜厚測定成績表	共通仕様書 3-2-3-31 共通仕様書 3-2-12-11	○		○	○				●	—	現場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、施工中は提示とし、工事完成後に提出する。 工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い提示する。	
				場所打ち杭（機械掘削）の施工記録	共通仕様書 3-2-4-5	○		○	○				●	—	施工中は提示とし、工事完成後に提出する。	
				場所打ちコンクリート杭施工記録表	共通仕様書 3-2-4-5	○		○	○				●	—	施工中は提示とし、工事完成後に提出する。	
				鉄筋ガス圧接超音波探傷検査記録	共通仕様書 1-3-7-6	○		○		○			●	—	鉄筋の種類、直径及び施工箇所に応じた施工方法を選び、その品質を証明する資料を整備及び保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示	

※（参考）は、様式を定めている工事書類を参考的に示したものであり、その他施工中に必要な工事書類については、設計図書に従い適宜提出又は提示してください。

以降のページは変更なし